

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

224

(あて先) 京都府知事	平成18年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都府舞鶴市字北吸1044	舞鶴市 市長 江守光起 電話 0773 - 62 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	地方公共団体			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	廃棄物削減・再資源化及び省資源・省エネルギーの推進、職員研修の開催、PDCAサイクルの確立などにより温暖化対策を継続的に取り組む。			
推進体制	舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、市長を委員長とする地球温暖化対策推進委員会を設置し、毎年度上半期・下半期に進捗状況を管理する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	事務事業部門共通	冷暖房の温度設定の遵守する。(冷房28℃、暖房19℃)	
	18~19	事務事業部門共通	未使用時にパソコンの蓋を閉じる。	
	18~19	事務事業部門共通	昼休みや業務時間終了時に消灯する。(必要箇所除く)	
	18~19	事務事業部門共通	両面コピー及び片面使用済み用紙の裏面再利用を徹底する。	
	18~19	事務事業部門共通	時間外勤務を削減する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	14,562 t	14,415 t	-1.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	11,778 t	10,924 t	-7.3 %
	排出合計	*1 26,340 t	*2 25,339 t	-3.8 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	1 t	()-(*)3 t	%	
特記事項	★計画期間において実施予定の前述以外の主な地球温暖化対策措置 (1)本庁舎からの廃棄物排出量を基準9袋/日(45%袋)を5袋/日に削減する。(2)環境教育研修を開催する。(3)剪定枝を資源化(堆肥化)する。 ★グリーン調達基本方針を策定し、グリーン調達を推進しています。 ★本市では、H16年に「舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、H14年度を基準年度としH20年度までに温室効果ガス排出量を4.5%削減するため、地球温暖化対策に取り組んでいます。 (温室効果ガス排出量⇒H14[基準]:28,048t、H16[実績]:26,499t、H17[実績]:26,340t、H18[目標]:25,399t、H20[計画策定時に立てていた目標]:26,795t)			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。